

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第20回理事会

平成8年10月

平成8年10月15日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者合同懇談会並びに第20回理事会

【議題及び報告】

(1) 近情報告

① フィリピン

② 台湾

③ 韓国

④ 宋神道

(2) 慣い事業今後の取り進め方についての意見交換

(3) 歴史資料小委員会報告

「従軍慰安婦」関係資料委員会（仮称）の設置

(4) 汎く役員多数の役割分担協力を喚起する方策

(5) 事務局からの報告

(6) その他

添付資料一覧

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成8年10月15日

- ①韓国訪問報告... 1~2
- ②韓国報道ぶり... 3~11
- ③韓国「従軍慰安婦」被害者・遺族の会より質疑書... 12
- ④日本軍「慰安婦」生存者より声明文... 13~15
- ⑤挺対協の論評... 16~18
- ⑥日本軍「慰安婦」問題を正しく解決するための市民連帯 結成趣旨文... 18-A
- ⑥台湾出張報告... 19~21
- ⑦台湾報道ぶり... 22~30
- ⑧歴史資料小委員会報告... 31~32
- ⑨10月13日反対派集会報告... 別添
- ⑩台湾の日本軍「性奴隷（“慰安婦”）」問題を考える会について... 33~34
- ⑪「国民基金」即時中止を求める大抗議集会について... 35~36
- ⑫基金関連報道... 別添
- ⑬募金状況... 37

「女性のためのアジア平和国民基金」理事長 原文兵衛 殿

冠省

去る七月三十日、われわれ韓国「従軍慰安婦」被害者・遺族の会（以下「被害者の会」と略す）代表と各地支援ネットワークの会の代表が「女性のためのアジア平和国民基金」（以下「平和基金」と略す）事務局を訪ねた際、昨年十一月の申し入れについて、今回も誠実・率直に対応して下さいました横田洋三審議委員長その他の方々に、厚く御礼申し上げます。

横田委員長には、昨年十一月二十二日の私たちの申し入れに文書によるご回答を頂き、去る七月の「平和基金」への申し入れは、これに基き、「被害者の会」の強い要望で行われました。しかし、この席で私たちは、横田委員長が「国民基金」と政府を代表する立場でご回答されたのではないことを知りました。

「審議会は諮問機関であり、理事会や政府に皆さんのお気持ちを伝え、基金運営に反映させて行きたい」として、「審議会は基金を代表する立場ではないが、同じ認識であることを確信する」と申されました。「被害者の会」では以上の事柄を踏まえ、運営審議会を代表する横田委員長の以下のご回答につき、「国民基金」理事会と政府の見解を公式にお示し下さいますようお願い申し上げます。

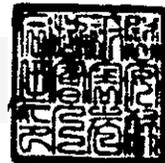
一、政府が、「国民基金」をもってこの問題を終りにするかどうかは、国会や国民の意思にかかっている。補償実施への要求や活動は、基金と並存しえるものと理解している。また「国民基金」の実施をもって「補償を国民の責任にすり替える」ということはない。
(1995年12月5日の略より)

二、政府は、サンフランシスコ平和条約、日韓条約によって、国の法的な責任は解決している、という立場に立っている。政府はこの問題を、法的責任と道義的責任に別けて、道義的責任については認めている。その道義的責任を果たす一つの方法として、医療・福祉の面で、約300人（フィリッピン108名、台湾33名、韓国158名）に七億円の予算を計上している。

三、道義的責任のもとで行われている「国民基金」は、私たちの力ですすめていきたいと思っている。皆さんが日本政府の責任を追及されることについて、「国民基金」を受け取るか否かは何の障害にもならない。
(1996年7月30日の略より)

1996年10月7日

韓国「従軍慰安婦」被害者・遺族の会



<連絡先>

ハルモニたちを支える会ネットワーク



私たちは日本政府が直接私たちに賠償することを求めます

橋本龍太郎 日本国総理大臣 貴下

原 文兵衛 「女性のためのアジア平和国民基金」理事長 貴下

私たちは日本軍に強制的に連行され、性奴隷として甚だしい苦痛を味わい、九死に一生を得て生き残った被害者です。これまで私たちは日本政府に、日本軍が幼い少女であった私たちを連行し、強制的に日本軍の性奴隷とするという犯罪を犯したことを深く謝罪し、法的に賠償することを要求してきました。

しかし、日本政府はこれまで私たちのこのような要求を無視し、私たちがただ「慰労」と「金銭的な援助」を望んでいるかのように考え、私たちに対して来ました。

一六、七歳の少女として連行された私たちは、すでに七〇歳を越える老人となって、ようやく民間団体の活動に力づけられて、五〇年間沈黙してきた思い出すも恐ろしく身の毛のよだつような性奴隷被害の経験を証言し始めました。そのような私たちに対して、日本の一部政治家たちと極右主義者たちは、私たちが貧しく生活費を要求する者だといって罵倒し、時には、私たちが金欲しさに自分から「慰安婦」になったのだという妄言を吐きました。その度毎に私たちの胸は憤りに震え、それだからこそ、いっそうこの問題は日本政府が主体となって法的賠償が実施されるべきであると考えました。

私たちは、今一度、日本政府に要求します。私たちが願っているのは、日本国民たちのお見舞いや金銭的な援助ではありません。私たちは、日本政府が私たちに罪を犯したのだから、この犯罪に対する責任も日本政府が負うべきであると考えます。それであるから、日本政府に法的な賠償を一日も早く実施することを要求しているのです。

一方私たちは、私たちの福祉と慰労のため、いろいろの政策を行なっている韓国政府と国会議員たち、またこのように私たちのため募金活動をしようとして新たに組織された「日本軍「慰安婦」問題の正しい解決のための市民連帯」の励ましと活動に力を得て、私たちの受けた苦しみと痛みが私たちの次の世代に再び繰り返されないようにするため、すでに年老いて病弱な身ではありますが、力を尽くして闘って行きます。

1996年10月4日

日本軍「慰安婦」生存者

[Redacted signature area]

우리는 일본 정부가 직접 우리에게 배상하기를 원합니다.

하시모토 류타로 일본 총리 귀하.

하라 분페이 '여성을 위한 아시아평화국민기금' 이사장 귀하.

우리는 일본군에 강제로 끌려가 성노예로써 모진 고통을 겪고, 구사 일생으로 살아남은 피해자들입니다. 지금까지 우리는 일본 정부에게 일본군이 어린 소녀들인 우리들을 끌고가 강제로 일본군의 성노예로 만드는 범죄를 저질렀다는 것을 깊이 사죄하고, 법적으로 배상할 것을 요구해 왔습니다.

그러나 일본 정부는 지금까지 우리의 이런 요구를 무시하고, 우리를 단순히 '위로'와 '금전적인 도움'을 바라는 것만 생각하고 우리를 대해 왔습니다.

16,17세 소녀로 끌려갔던 우리는 이미 70세가 넘어 버린 노인이 되어서야 민간단체의 활동에 힘입어 50년동안 침묵하고 있었고, 생각만 해도 무섭고 끔찍스런 강제 성노예 피해의 경험을 증언하기 시작했습니다. 그런 우리에게 일본의 일부 정치가들과 극우주의자들은 우리를 가난해서 생활비를 요구하는 사람들로 매도하였고, 때로는 우리를 돈벌기 위해서 스스로 '위안부'가 된 것이라고 망언을 했습니다. 그럴 때마다 우리의 가슴은 분노로 떨렸고, 그렇기 때문에 더더욱 이 문제는 일본 정부 주체의 법적 배상이 실시되어야 한다고 생각했습니다.

우리는 다시 한 번 일본 정부에게 요구합니다. 우리가 원하는 것은 일본 국민들의 위로와 금전적인 도움이 아닙니다. 우리는 일본 정부가 우리에게 죄를 지었으니 이 범죄에 대한 책임도 일본 정부가 져야 한다고 생각합니다. 그렇기 때문에 일본 정부에게 법적인 배상을 하루 속히 실시할 것을 요구하고 있는 것입니다.

한편으로 우리는 우리의 복지와 위로를 위해 여러 가지 정책을 펴고 있는 한국 정부와 국회의원들, 또 이렇게 우리를 위해 모금활동에 나서려고 새로이 조직된 '일본군'위안부' 문제의 올바른 해결을 위한 '시민연대'의 격려와 활동에 힘입어 우리가 당한 이 고통과 아픔을 다시는 우리 후손에게 일어나지 않도록 하기 위해 이미 할머니가 되고 병이 들어 약하지만 우리의 힘이 다할때까지 싸워나갈 것입니다.

1996년 10월 4일

일본군'위안부' 피해 생존자

[Redacted signature area]

日本政府の「国民基金を受領しても訴訟権は奪われない」という 見解に対する批判的論評

“国民基金”側が韓国と台湾に伝達した日本政府の上記のような見解は、以前の立場と全然違がないにもかかわらず、あたかも被害者たちをして“国民基金も受け取れ、国家次元の法的賠償も受け取れるかのごとき詭計を巡らしているのだと表現したい。

今度の文章でも明らかになったように日本政府の法的立場は、国家間次元では解決されたというものである。にもかかわらず、国連人権委員会、ILOなど、国際社会が日本軍“慰安婦”制度が国際法に違反したものであり、深刻な人権侵害犯罪であることを認定するようになって、被害者たちへの国際法にしたがった賠償と責任者処罰などを履行することを日本政府に勧告する内容などが国際文書に記録されるなど、日本政府の立場がまずくなるや、窮余の一策として作ったのが“国民基金”であった。

それも純粋な民間人たちの運動ではなく政府が企画し、日本政府が事務費と民間から募金するのに使用する広告費を支出し、被害者たちに支給する金はすべて民間募金をあてるという計画を推進させたのである。“国民基金”の発起人と現在働いている執議委員たちも日本政府のこのような目的を遂行していくために政府の選択を受けた人たちなのである

我々がこの“民間基金”を受け入れるならば、日本政府の立場を我々自らが認定を与えることになり、日本政府は国際社会から免罪符を受け国連常任理事国加入を急ぐであろう。そういう時機に訴訟権が残っているということに何の意味があるのだろうか？

何よりも我々は日本政府が台湾の被害者たちの請求権訴訟をほとんど20年の間、遅延させて来て、結局は敗訴判決を下した事実から、そして日本政府が法的責任はすでに果たしたというはっきりした立場から訴訟権が残っているという日本政府の見解を国民基金側に明らかにしたのは、8月15日から支給し始めようとした“慰労金”を台湾と韓国の被害者たちが何らの受領意志も明かさないために、困惑した国民基金側が、被害者たちをして“国民基金”を受取らせるための方策を見せたものとしか見れないのである。

我々は半世紀が過ぎてようやく表に現われ始めた日本軍“慰安婦”犯罪に対する真実をまた再び歴史のなかに埋もれさすことはできない。そのためにも、必ずや日本政府の犯罪

認定と真相究明、法的賠償および責任者処罰が成し遂げられなければならないのである。

我々は日本の”国民基金”側が、被害者たちをして”国民基金”を受取らせんがために、あたかも訴訟権が残っているという事実でもって賠償を受取れるかのごとき詭計を巡らすようなことではなく、日本政府をして被害者たちに直接賠償させるように促し要求してゆくであろう。それが被害国国民として被害者たちに道徳的な責任および謝罪の心を心のそこから伝えることなのである。

1996年10月12日・韓国挺身隊問題対策協議会

(字数40 x 40行間含む)

일본 정부의 "국민기금" 수령하더라도 소송권을 빼앗기지 않는다"는 견해에 대한 정대협외 논평

'국민기금'측이 한국과 대만에 전달한 일본 정부의 위와 같은 견해는 중전의 입장과 전혀 다른 것이 있음에도 마치 피해자들로 하여금 '국민기금'도 받고, 국가차원의 법적 배상도 받을 수 있는 것인가 속임수를 쓰고 있는 것이라고 표현하고 있다.

금번 문서에서도 밝히고 있듯이 일본 정부의 법적 입장은 국가간 차원에서 이미 재검토되었다는 것이다. 그럼에도 불구하고, 유엔 인권위원회, ILO등의 국제사회가 일본군'위안부' 제도가 국제법을 위반한 것이며 심각한 인권침해 범죄임을 인정하게 되고, 피해자들에게 국제법에 따른 배상 및 책임자 처벌 등은 이행할 것을 일본 정부에게 권고하는 내용들이 국제분시에 기록되는 등 일본 정부의 입장이 날치하게 되자 궁여지책으로 세운 것이 이 '국민기금'이었다.

그것도 순수한 민간인들의 운동이 아닌 정부가 기획하고, 일본 정부가 사부비와 민간으로부터 돈을 모금하는데 사용되는 광고비 등만을 지원하고, 피해자들에게 지급되는 돈은 모두 민간 모금으로 충당한다는 계획을 수립시킨 것이다. '국민기금'의 발기인들과 현재 일하고 있는 신의위원들도 일본 정부의 이러한 목적을 수행해 내기 위해 정부로부터 선택받은 사람노인 것이다.

우리가 이 '국민기금'을 받으면 일본 정부의 입장을 우리 스스로 인정해 주는 것이 되며 일본 정부는 국제사회로부터 면죄부를 받고, 유엔 안전보장이사회 상임이사국 가입을 서두르게 될 것이라는 것은 뻔한 진리이다. 그런 마당에 소송권이 남아있다는 것이 무슨 의미가 있는가?

무엇보다도 우리는 일본 정부가 대만 피해자들의 배상청구 소송을 거의 20년동안 지연시키며 결국에는 패소판결을 내었던 사실에서, 그리고 일본 정부가 법적 책임은 이미 완수되었다고 밝힌 입장에서 소송권이 남아 있다는 일본 정부의 견해를 국민기금측이 밝힌 것은 8월 15일부터 지급하기 시작한 '위로금'을 대만과 한국의 피해자들이 아무도 수령의사를 밝히지 않자 근간에 취하게 된 국민기금측이 피해자들로 하여금 '국민기금'을 받게 하기 위해 진압을 쓴 것이라고밖에 볼수 없다.

우리는 반세기가 지나야 어렵게 드러나기 시작한 일본군'위안부' 범죄에 대한 진실유 포다시 역사속에 묻힐수는 없다. 그러기 위해서도 반드시 일본 정부의 범죄인정과 진상규명, 법적 배상 및 책임자 처벌이 이루어져야 한다.

우리는 일본의 '국민기금'측이 피해자들로 하여금 '국민기금'을 받게 하기 위해 마치 소송권이 남아있다는 사실로 배상받을 수 있다는 것인양 속임수를 쓴 것이 아니라 일본 정부로 하여금 피해자들에게 직접 배상하도록 추구해야 할 것이다. 그것이 피해국 국민으로서 피해자들에게 도덕적인 책임 및 사죄의 마음을 진정으로 전하는 것이다.

1996년 10월 12일 . 한국정신대문제대책협의회

서울 서대문구 신촌동 2가 가사면 101호

tel) 365-4016 fax) 365-4017

結成趣旨文

我が国は今年、光復51周年を迎えました。しかし、日本帝国主義の植民地侵略により蹂躪された恨 (ハン) 多き朝鮮は、いまだ一度も満足に癒されたことがありません。特に、日本軍「慰安婦」として連行され、人間として耐え難い極限惨めさと苦痛を受けたあげく、命を失った数多くのわが民族の母たち。かろうじて命を維持することができた方々も、今では年老い、全身に辱めと苦痛を抱えたまま、悲嘆の生活を送っています。彼女たちは清算されない民族史の負の輻につながられて生きています。彼女たちなのです。

ところが、日本政府は今年に入ってやっと総理大臣が犠牲者に送った形式的な手紙をもって「道徳的な責任を痛感」するものとして、この問題をうやむやにしようとしています。かつて、日本帝国主義の軍隊によって犯されたいわゆる「慰安婦」たちに対する犯罪は、人道に対する罪であったと国連人権委員会で立証されました。人道に対する罪の処罰には、時効がないということと、いかなる公的機関も被害者個人の状態回復と補償に関する処理を代行することはできないということが、いまや国際法上の定説として確立されつつあります。さらに国連人権委員会は、日本政府に対して政府機関による犯罪事実の認定と、犠牲者個人らの名誉回復と応分の賠償を公的に行うよう勧告しています。

私たちは、日本政府が当然責任をもって、この問題を前向きな姿勢で受け入れ、不十分な戦後処理に関する法制的装置をつくり、被害者の名誉回復と正当な補償を行うことを期待してきました。しかし、残念ながら私たちの期待は裏切られ、日本政府はむしろそのばしりごの方法で国内外の圧力をかわそうとしています。こうした措置の一環として、昨年「女性のためのアジア平和国民基金」を設立し、民間人を風よけに前に押し立て、一般募金を始めました。こうして集められた基金で、生存している犠牲者に慰労金として渡すというのです。しかし、犯罪の責任を認めず、犠牲者の名誉回復と尊厳が回復されない状態での金品の受け渡しは、この方たちの人格を再び蹂躪する行為といわざるを得ません。

これに対し、市民団体の代表と、この問題に関心を持つ個人が犠牲者のハルモニたちと連帯し、またこの問題を正しく解決しようと努力してきた韓国挺身隊問題対策協議会と手を取り合って、「日本軍「慰安婦」問題を正しく解決するための市民連帯」を結成することになったのです。

「市民連帯」が行おうとする活動は以下の三つです。

1. 日本政府に対し、積極的に戦後処理に望むよう働きかける。これに必要な法的装置をつかって、日帝の罪過の被害となった人々の名誉を回復し応分の補償をするよう促す。
2. 韓国政府に対し、日本軍「慰安婦」ハルモニに支給する生活支援金を増額し、この方たちの生活を安定させるよう働きかける。
3. ハルモニらの犠牲と傷を民族の糧で治癒するために、生活基金を募金する。

私たちはこの運動を進めるにあたって、私たちと志をともにする日本の良心的な市民、団体とも連帯していきます。

1996年10月4日

日本軍「慰安婦」問題を正しく解決するための市民連帯

(仮称) 準備委員、発起人

日本の元慰安婦基金に反対
韓国市民ら募金へ

1996.10.05

「市民連帯」が反対する理由
「元慰安婦」の生活支援金を増額し、この方たちの生活を安定させるよう働きかける。この方たちの生活を安定させるよう働きかける。この方たちの生活を安定させるよう働きかける。

「市民連帯」が反対する理由
「元慰安婦」の生活支援金を増額し、この方たちの生活を安定させるよう働きかける。この方たちの生活を安定させるよう働きかける。この方たちの生活を安定させるよう働きかける。

台湾出張報告

平成8年10月8日
アジア女性基金事務局

【日程】 平成8年10月4日～6日

【場所】 台湾、台北市

【基金より出張者】 下村理事、多賀業務第一部長、岡事務局員

【日本交流協会台北事務所】 後藤所長、星山渉外部主任、濱本総務部主任、通訳

【外務省】 アジア地域政策課、中村事務官

【出張の目的】

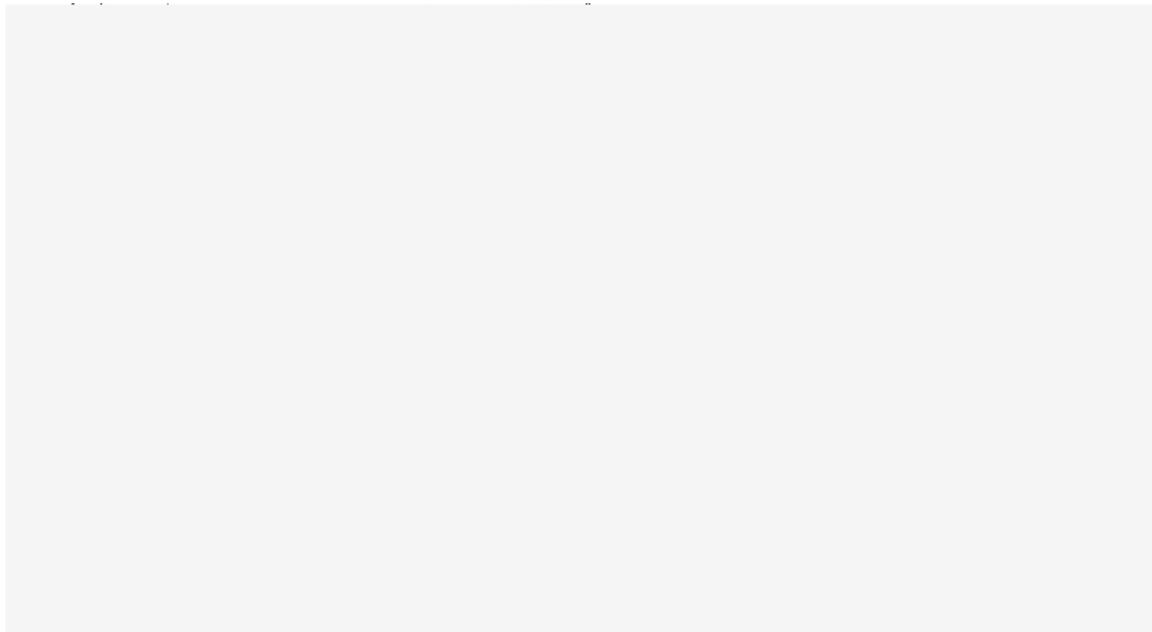
- ・ 反対派によるデマの流布等で、被害当事者たちが精神的に不安定な状況にある。近
日中に再び反対派が訪台するため、その前に基金事業の正確な情報を伝え、理解を
広めるよう努力する。
- ・ 被害者と面談し、現状を把握する。
- ・ 台北市婦女救援社会福利事業基金会（以後、婦援会）は、基金事業と日本政府の法
的責任に関する政府見解について、文書による回答を要求していた。この事につい
の書簡を先方に手渡し、直接説明を行う。
- ・ 台湾元日本軍人軍属戦後処理委員会（以後、軍人軍属の会）と意見交換し、協力体
制の可能性を模索する。
- ・ その他、台湾当局との協議、現地マスコミとの懇談等。

■報告

▼婦援会との面談について

- ・ 基金事業と日本政府の法的責任に関する政府見解について、婦援会は文書による回
答を要求していた。この事について原理事長名で婦援会に宛てて書簡を作成。今回
の訪台の際に婦援会に同書簡を手渡し、直接説明を行いたいと面談を申し入れたが、
婦援会側は理事会を開いて審議した結果、基金との面談を拒否すると伝えてきた。

▼台湾当局外交部、亜東関係協会との面談について



歴史資料小委員会報告

1996・10・15

【開催日時】10月11日午後6時から

【出席者】 後藤乾一 運営審議会委員・歴史資料小委員長
高崎宗司 運営審議会委員長
和田春樹 呼びかけ人
オブザーバー
東良信 外政審議室

【内容】

(1) 『従軍慰安婦』関係資料委員会（仮称）の設置について

下記のメンバーで発足させ、第一回会合を下記のように行うこととする。

・メンバー

アジア女性基金以外のメンバー

我部 政男	山梨学院大学	倉沢 愛子	名古屋大学
秦 郁彦	千葉大学	波多野 澄雄	筑波大学
浅野 豊美	東京大学博士課程		

アジア女性基金からのメンバー

櫻庭 孝典	衛藤 清吉	後藤 乾一	高崎 宗司
高橋 祥起	橋本 ヒロ子	和田 春樹	

・第一回会合

日時 10月22日午後6時から8時
場所 アジア女性基金事務局

(2) 『従軍慰安婦』関係資料委員会（仮称）の今後の運営について

第一回会合で、下記事項について協議する

協議事項

①委員長、副委員長、顧問の選出

②今後の運営（案）

今後の運営としては、「国内外の行政機関、図書館、史料館での史料閲覧と収集」と、「被害者、関係者からの聞き取り調査」などを行い、併せてこれらの史資料等を刊行することとし、調査に関してはそれぞれテーマごとにプロジェクトチームを設け、基金の委託事業として行う

☆「国内外の行政機関、図書館、史料館での史料閲覧と収集」

初年度のプロジェクト例

- ・防衛庁防衛研究所チーム
- ・地方公共団体（沖縄）チーム
- ・米国チームなど

☆「被害者、関係者からの聞き取り調査」

☆「従軍慰安婦」問題に関する史資料の刊行について

今年度内に刊行予定の書籍

- ・第一次、第二次政府調査発表資料の復刻版
A5版、上下2巻、各600ページ。部数1,000部
- ・「従軍慰安婦」問題、総合文献目録
A5版、100ページ。部数5,000部

(4) 『従軍慰安婦』関係資料委員会（仮称）の予算（案）

☆委託事業費

下記のプロジェクトチームの委託事業として総額約500万円を予定する。

資料閲覧と収集の各プロジェクトチーム委託費

- ・防衛庁防衛研究所チーム
- ・地方公共団体（沖縄）チーム
- ・米国チーム
- ・英国チーム

聞き取り調査プロジェクトチーム委託費

☆刊行経費

- ・第一次、第二次政府調査発表資料の復刻版
約300万円予定
- ・「従軍慰安婦」問題、総合文献目録
約200万円予定

☆合計

約1,000万円を予定

(5) 事務局体制の確立

『従軍慰安婦』関係資料委員会（仮称）の運営の事務局体制を確立するため、所要の措置を行うこととする。

台湾の日本軍「性奴隷(“慰安婦”）」問題を考える会

戦後50年を過ぎた今、ようやく、日本軍の性奴隷とされた女性たちが自らの人権と名誉の回復を求め、立ち上がってきたことにより、日本国家の犯した戦争犯罪の真相究明と被害者への真しな謝罪・個人賠償を求める運動も広がってきました。しかし、日本政府は、「女性のためのアジア平和国民基金」を設立し、国民募金によるカネで国家の戦争犯罪をあくまでも隠蔽しようとしています。

近くて遠い国のひとつ、台湾にも多くの元日本軍「性奴隷被害者」がおります。私たちは、台湾の歴史に無関心のまま過ごしてきたことへの反省もこめながら、「台湾の日本軍「性奴隷(“慰安婦”）」問題」を考える会」を結成したいと思ひます。

ぜひ多くのみなさまが、この会に参加し、台湾の歴史を学びながら、日本軍「性奴隷」問題を考え、行動してくださいませようお願いします。

- 日時・・・96年10月19日(土)午後1時30分より
- 場所・・・エポック10(JR池袋駅 西口メトロポリタンプラザ10F)
- 内容・・・ビデオ 台湾の元日本軍「性奴隷(“慰安婦”）」の証言集会より
 - ・なぜ、いま台湾の日本軍「性奴隷(“慰安婦”）」問題なのか(代表 中原道子)
 - ・台湾における日本軍「性奴隷(“慰安婦”）」の歴史的背景と問題点(鈴木 裕子)

連絡先・・・新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学13号館101号室 国際部 中原道子研究室

代表 中原道子 ☎&FAX (03) 5540 5518 (榮 方)

呼びかけ人(あいうえお順)

石川逸子 大島静子 笠原洋子 清水苑子 柴洋子 鈴木裕子 津村幸子 中原道子 島沢明枝 朴潤南 三宅和子ほか

「台湾の日本軍『性奴隷（慰安婦）』」問題を考える会活動のお知らせ

朝夕めっきり冷え込むようになりましたが、みなさまはいかがお過ごしでしょうか。

早速ですが、すでにご承知のように、日本政府は日本軍性奴隷(慰安婦)問題に関して「補償に代わる措置」として「女性のためのアジア平和国民基金K以下、「国民基金」という)を1995年7月に設立し、民間募金を開始しました。これは民間からの募金に首相の「おわびの手紙」をつけて元日本軍強制「慰安婦」に手直すことによって、大日本帝国の責任に於ける戦争犯罪を免責しようとスタートしたものでした。

韓国・台湾の当事者である女性たちおよび支援団体にも強く拒否された「国民基金」は、フィリピンの切り崩しに成功し、この8月14日、マニラにおいて「国民基金」を受け取るロラたちを前にセレモニーを実施したことは報道等により明らかになっております。いまや「国民基金」は「民間」としての姿を脱ぎ捨て、日本政府・国家としての姿をはっきりと現わし始めました。国家として責任をとらないための盾としての役割を「国民基金」は忠実に果たしているわけです。とくにフィリピンにおいては「国民基金」受取拒否をするロラたちは「マラヤ・ロラズ(自由なおばあさんたちの軍隊)」という被害者たちだけの新しい団体を発足させるを得ない状況に立ち向かっておられます。

韓国においても、高のハルモニたちに「国民基金」の呼びかけ人である和田孝利氏、高橋宗司現運営審判委員会委員長等による積極的な説明工作が積極的なまでになされました。

台湾では、一人の元「慰安婦」が、実名で名乗り出、「国民基金」からの受取りの断念を表明したとの新聞報道がありました(8月14日付朝日新聞)。

台湾における支援団体である台北市婦女救済社会福利事業基金会(以下、婦女救済福利基金会)は「国民基金」反対を表明いたしております。しかし、「国民基金」を推進している高木登一弁護士が、自らが生産者である「アジア・太平洋戦後補償国際フォーラム98」(8月9~10日、幕張メッセ国際会議場にて開催)に、婦女救済福利基金会を無視するかたちで招請し、それが前記新聞報道になったものです。

「国民基金」推進者たちは、「国民基金」から金を受け取ることは日本軍性奴隷にされた女性たちの名誉・人権回復のスタートであり、善引きではないと説明しているようですが、日本政府の一貫した責任拒否の言動をみると、それは真実ではないことが明らかです。

日本軍の性奴隷にされた女性たちが求めてやまないのは、女性としての人権の回復であり、名誉の回復です。単に賠償金の額をいっているのではないことを彼女たちのことを聞いた者なら誰でも理解するでしょう。

しかし、その被害ゆえに病身であり、貧しさの中で苦しい生活を強いられてきた彼女たちは、いま高齢になられたことは事実です。「国民基金」はここに付け入り、金額を提示し、「現状の日本でできる最良の方法だ」と加害側の都合を札束によって押しつけようとしています。日本政府および「国民基金」の強引な展開は、当事者・当事者・支援者に微妙なび割れ、葛藤・分断をもたらしているというさらなる罪を重ねているのです。

加害国に住む私たち女性はいずれ、韓国・フィリピン・オランダ・インドネシア・台

湾・マレーシアのサバイバーや支援団体となんらかの方法で連絡をとりあい、ともに一日も早く真の謝罪と賠償がなされるように願って行動してまいりました。

とくに、台湾における元日本軍性奴隷にされた女性たちと、支援団体である婦女救済福利基金会といういろいろなかたちで交渉する機会を得た結果、相互の情報の共有化や連帯行動などがもっと必要であることを痛感するようになりました。

日本が最も早く植民地にしてしまった台湾、それゆえの台湾の現在までの厳しい歴史について、思えば私たちは知識・関心も高く、理解しないまままで今日まで来た現実があるといえるのではないのでしょうか。わたしたちは、日本軍の性奴隷にさせられた女性たちが、いまなお、日本国に属するにじられたままの悲惨な生活を引かずして生きてきた事実を覆返し、加害の側に身をおくものとして日本政府に真の謝罪・賠償を求める運動を継続していかなければならないと考えています。

そこで、「台湾の日本軍『性奴隷（慰安婦）』」問題を考える会」を結成し、台湾の女性を中心としたNGOと協力・情報交換を重ねながら、台湾における日本の戦争犯罪の真相究明に努力し、「慰安婦」にされた女性たちの名誉・人権の回復に努力していくことをしたいと思います。

私たちの趣旨をご理解いただき、「台湾の日本軍『性奴隷（慰安婦）』」問題を考える会」にみなさまも、ご参加下さいませようと呼びかけます。

会は、台湾の性奴隷(慰安婦)問題の真相究明・真の賠償・謝罪を求め、日本の戦争責任を明らかにするとともに、女性の性に対する暴力の根絶をめざしたいと思っております。

●会費・個人一口 年2000円(高校生以下は1000円)

●ニュース・随時発行(年約4~6回)。(郵便箱込口座は違ってお知らせいたします)

会員になってくださる方は下記申込書にお名前などを記入し、下記の連絡先である早稲田大学の中原研究室までお送り下さいますようお願いいたします。

切 り 取 り 紙

申し込み書	
お名前	所属団体など
ご住所	電話&FAX
・会費	・カンパ
口	円
	円

連絡先(申込書送付先)・東京都新宿区西新宿1-8-1 早稲田大学 13号館101号室

国策部 中原研究室 受付

台湾の日本軍『性奴隷(『慰安婦』)』問題を考える会

★被害者を蹂躪する「国民基金」の強行を許さない!

★政府はクマラスワミ勧告を全面的に受け入れよ!

★今、闘う女たちの連帯を!

「国民基金」即時中止を

求める大抗議集会

in 大阪

日時：1996年10月26日(土) PM1時30分~4時30分

場所：ドーンセンター大ホール (TEL: 06-910-8625)
(JR大阪駅乗換え、地下鉄谷町線天満橋駅下車 徒歩5分)

特別参加：尹貞玉さん (韓国挺身隊問題対策協議会共同代表)

参加費(資料代込み)：1000円

主催：「国民基金」撤回を求める関西・女のネットワーク

〒578 東大阪市美江1丁目14番29号 河内郵便局私書箱7号
【郵便振替】00960-7-96816

共催：つぶせ「国民基金」実行委員会 (東京)

「従軍慰安婦」問題を考える女性ネットワーク (福岡)

★上記についてのお問い合わせは下記へお電話またはFAXして下さい。

TEL/FAX: 075-983-2285 (谷口)

「クマラスワミ勧告」を 日本政府に応じさせよう！

日本軍「慰安婦」問題を調査していた、国連人権委員会「女性への暴力に対する特別報告官」ラディカ・クマラスワミさんによる報告書が、2月6日公表されました。

日本軍「慰安婦」制度を「軍事的性奴隷制」と定義して、国際法違反であることを指摘し、「国民基金」を「法的責任を否定しようとする意志表明」と批判しています。そして日本政府への勧告として、

- ① 日本軍により設置された慰安所制度が国際法違反であることを承認し、法的責任を承認すること。
- ② 被害者個人々人に対し、人権の回復と補償を行うこと。そのための行政的審査会を早急に設置すること。
- ③ 日本政府が所持するすべての資料を公開すること。
- ④ 被害者個人々人に対し書面による公的謝罪をすること。
- ⑤ 歴史的事実を反映するように教育内容を改め、この問題についての意識を高めること。
- ⑥ 「慰安所」への勧誘および取用に関与した従行者を特定し処罰すること。

を挙げています。

これまで被害女性および問題解決への運動が掲げてきた主張が、公正な立場からの正当性を持ったことばとして結実しました。

私たちは、この報告を正義の実現への力強いステップとして歓迎したいと思います。

これに反論しようとしている日本政府に対し、勧告に応じることを強く求めています。

署名は、2月末日までに第一次集約をし、日本政府に届けます。

1996年10月5日

国際仲裁裁判を成功させ 個人賠償を実現させる運動会
つぶせ「国民基金」実行委員会

《集約先》〒169 東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本村対談協議会(NCO)気付
つぶせ「国民基金」実行委員会

(Tel. 03-3203-0074 Fax 03-3294-8495)

取り扱い団体

要 請 書

1997年 月

内閣総理大臣 様

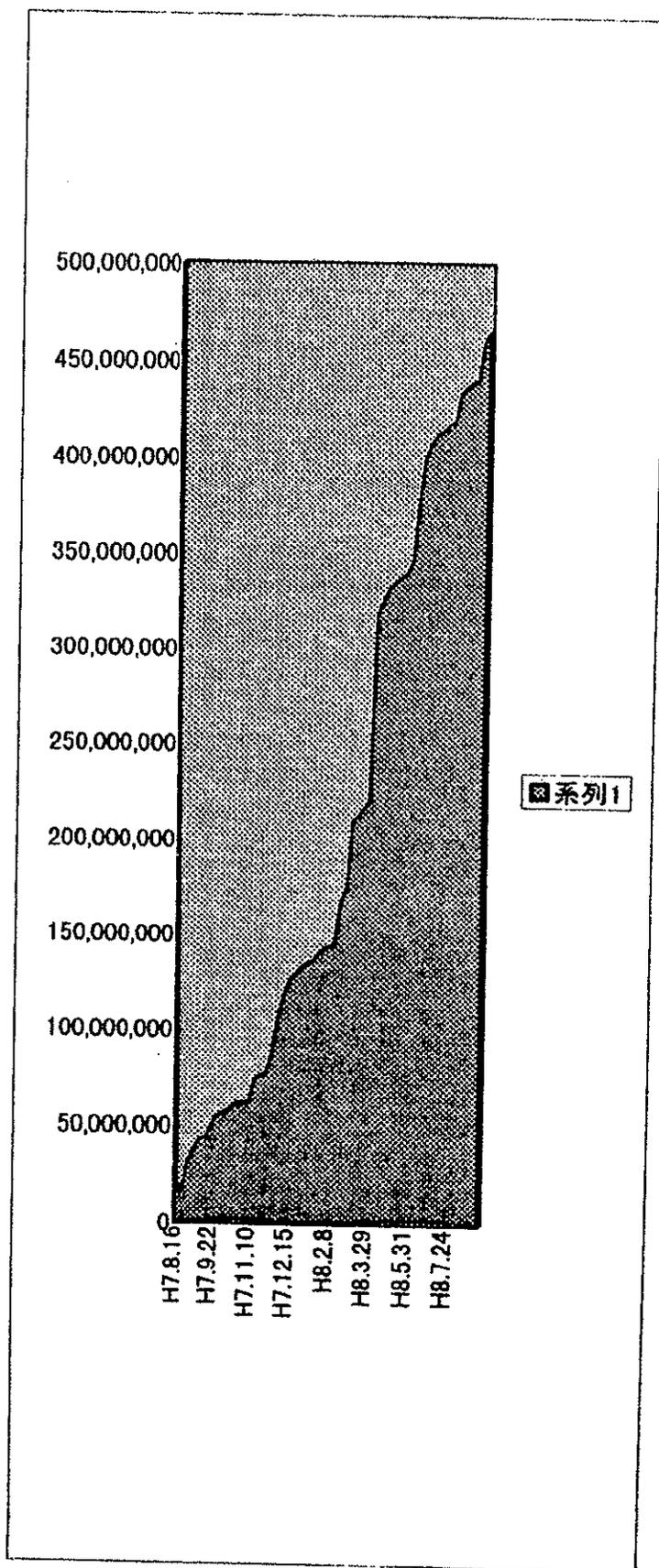
国連人権委員会の「女性への暴力に対する特別報告官」ラディカ・クマラスワミさんの報告書が公表されました。日本軍「慰安婦」制度を「軍事的性奴隷制」と定義し、これが国際法違反であり、日本に法的責任があることを明らかにしました。さらに、日本政府への「勧告」は、これまで被害女性および問題解決を願う国内外の市民が掲げてきた主張の正当性を証明するものです。

日本政府の対応を、アジアをはじめとする世界の人々が注目しています。私たちは以下のことを強く要請します。

1. 国連人権委員会報告書の日本政府に対する勧告をすべて受け入れること
2. 勧告を実行するための機関の設置、国内法の制定にすみやかに着手すること
3. 「女性のためのアジア平和国民基金」を直ちにやめること

名 前	住 所

H7.8.16	14,549,933
H7.8.18	17,655,449
H7.8.23	20,699,563
H7.8.25	32,235,924
H7.9.1	37,880,269
H7.9.8	43,139,044
H7.9.14	44,756,983
H7.9.22	50,191,561
H7.9.29	55,049,281
H7.10.6	56,912,959
H7.10.13	58,530,501
H7.10.20	60,711,987
H7.10.27	61,431,606
H7.11.2	61,855,390
H7.11.10	63,540,711
H7.11.17	74,632,828
H7.11.20	76,093,148
H7.11.24	77,374,038
H7.12.1	85,879,400
H7.12.6	102,842,555
H7.12.8	116,515,222
H7.12.15	124,568,767
H7.12.22	129,069,461
H8.1.4	133,754,507
H8.1.12	134,990,889
H8.1.18	135,948,788
H8.1.26	139,971,669
H8.2.2	142,987,169
H8.2.8	144,457,949
H8.2.16	146,851,262
H8.2.23	168,591,616
H8.3.1	176,112,186
H8.3.8	211,214,928
H8.3.15	213,432,168
H8.3.22	217,213,915
H8.3.29	221,177,740
H8.4.12	318,853,124
H8.4.19	326,750,897
H8.4.26	332,825,585
H8.5.10	336,291,308
H7.5.17	338,441,721
H8.5.24	340,072,943
H8.5.31	347,011,005
H8.6.7	378,154,182
H8.6.13	401,254,182
H8.6.28	408,647,704
H8.7.5	413,365,600
H8.7.10	414,738,485
H8.7.18	418,231,279
H8.7.24	419,836,382
H8.7.31	434,527,446
H8.8.8	437,324,404
H8.8.17	439,813,370
H8.8.22	440,004,221
H8.9.21	460,994,815
H8.10.2	466,187,378



作業委員会はフィリピンの支援団体リラが設立した「アジア女性基金委員会」(以下委員会)の正式な位置付け、今後の申請手続きでの委員会の具体的な関わり方、比政府と委員会の認定過程における協力関係、医療福祉事業の内容などを明確にし、引き続き「償い金」の受け取りがスムーズに行われるよう、有馬副理事長、外務省ア地政山崎首席、森川事務官および松田事務局業務第二部長の4名で10月1日から4日までフィリピンを訪問した。

1) 第一回比政府との協議 (10月1日 19:00--22:30)

(出席者: 外務省アジア太平洋局次長、司法省検事、
社会福祉開発省女性福祉部長、有馬基金副理事長、山崎首席、森川事務官
高岡、小野日本大使館員、松田)

日本側で用意したチャートを提示(最終的に合意したチャート添付)。比政府側より、認定の権限が比政府にある点が確保されているのでチャートに示された手続きを基本的に了解と発言。認定の権限に関わらないことを前提に、その過程で「委員会」と協議することも了解。「委員会」側からの照会ないし意見をのべることも受け入れる。さらに司法省の面接の際、「委員会」関係者が同席する件についても同意。同席者が弁護士などの法律専門家であれば、法的な議論ができ望ましいとの意見表明があった。しかし、比政府は「委員会」が支援を行う申請者より費用を徴収したり、「償い金」を受けとる元「慰安婦」から手数料をとるような事態を懸念、さらに、「委員会」での申請書の検討に時間がかかりすぎる場合の問題を指摘。基金側ではそれらの懸念を「委員会」と協議した上で再度、比政府と協議する旨返答した。

2) 「委員会」との協議 (10月2日 12:00—14:00)

(出席者: リラ代表、「委員会」委員長、有馬
山崎、森川、高岡、小野、松田)

認定手続きに関するチャートを提示し説明。基金では、申請者に対して申請書と一緒に「委員会」の簡単な説明書を同封し、「委員会」の助けを要請するか否かは申請者本人の意志にまかせるが、「委員会」の申請者に対する支援は誰にでも提供されるよう要請。「委員会」側もこれを確認した。比政府との関係では、認定の過程で「委員会」が司法省と緊密な連絡をとり、納得のいく決定を得るほうが現実的であり、比政府もこれを受け入れる用意があると説明。「委員会」側は、実際に運用してみないと不明の点もあるが、基本的にはチャートの考え方を了解。比政府の示した懸念の手数料に関しては、現在まで裁判のための聞き取り調査や書類の作成なども含め原則として無料で行って来た。女性たちは、実際問題としてそのような費用を払える経済的余裕はない。従って「委員会」としても申請者から手数料などを徴収する考えはない。但し、

出生証明書などの取得には役所に手数料を支払う必要があり、実費については申請者個人で負担するのが筋であると考えたと説明した。基金では申請者に同封する「委員会」の説明書に自己負担が必要な費用を明記してほしい旨依頼、同意を得た。さらに、認定過程への「委員会」の関与のあり方が明確になれば、10月中にも13人位のリラ関係の元「慰安婦」の女性たちが申請を予定していると説明があった。しかし、いままでリラ・フィリピーナの運動に参加してきた女性たちの間には強い連帯意識があるので全体としての条件を整える必要があるとの説明もあった。基金側としては、「委員会」を通じて申請を受け付ける過程で、徐々に条件を整える旨返答した。さらに「委員会」が機能するまで受け付けを控えていたが、9月に新たな10件ほどの問い合わせがあり、詳しい聞き取り調査が必要とのこと。また、比政府、「委員会」及び基金の関係者が集まって、認定手続きについて共通の認識を確認する会合を、基金関係者がフィリピンに滞在している間に行いたいとの申し出に、合意を得た。

3) 第2回比政府との協議 (10月2日 15:00—17:30)

(出席者: [redacted] 外務省北東アジア課長、
有馬、山崎、森川、高岡、小野、松田)

「委員会」から聴取した手数料の件、並びに基本的に認定手続きに同意を得た点を紹介。その後、比政府タスク・フォースから元「慰安婦」の女性が基金から「償い金」を受け取った時点での報告が欲しいとの要請があり、受諾。また基金側からも、司法省に提出された申請書類のコピーが欲しい旨要請、了承された。加えて基金が申請書を送付する際、司法省および社会福祉開発省のそれぞれの地方出先機関の連絡先および無料で支援する用意がある旨を周知してもらいたいとの要望があり、了承した。これにより申請者は、「委員会」、司法省および社会福祉開発省のより幅広い支援を得られることになった。また、共通の理解を得るための三者の会合にも同意を得た。

4) 基金、比政府、「委員会」の協議 (10月3日 14:00—15:00)

(出席者: [redacted]、[redacted]、「委員会」委員(心理学者)、[redacted] 委員(弁護士)、有馬、松田;
同席者: 山崎、森川、高岡、小野)

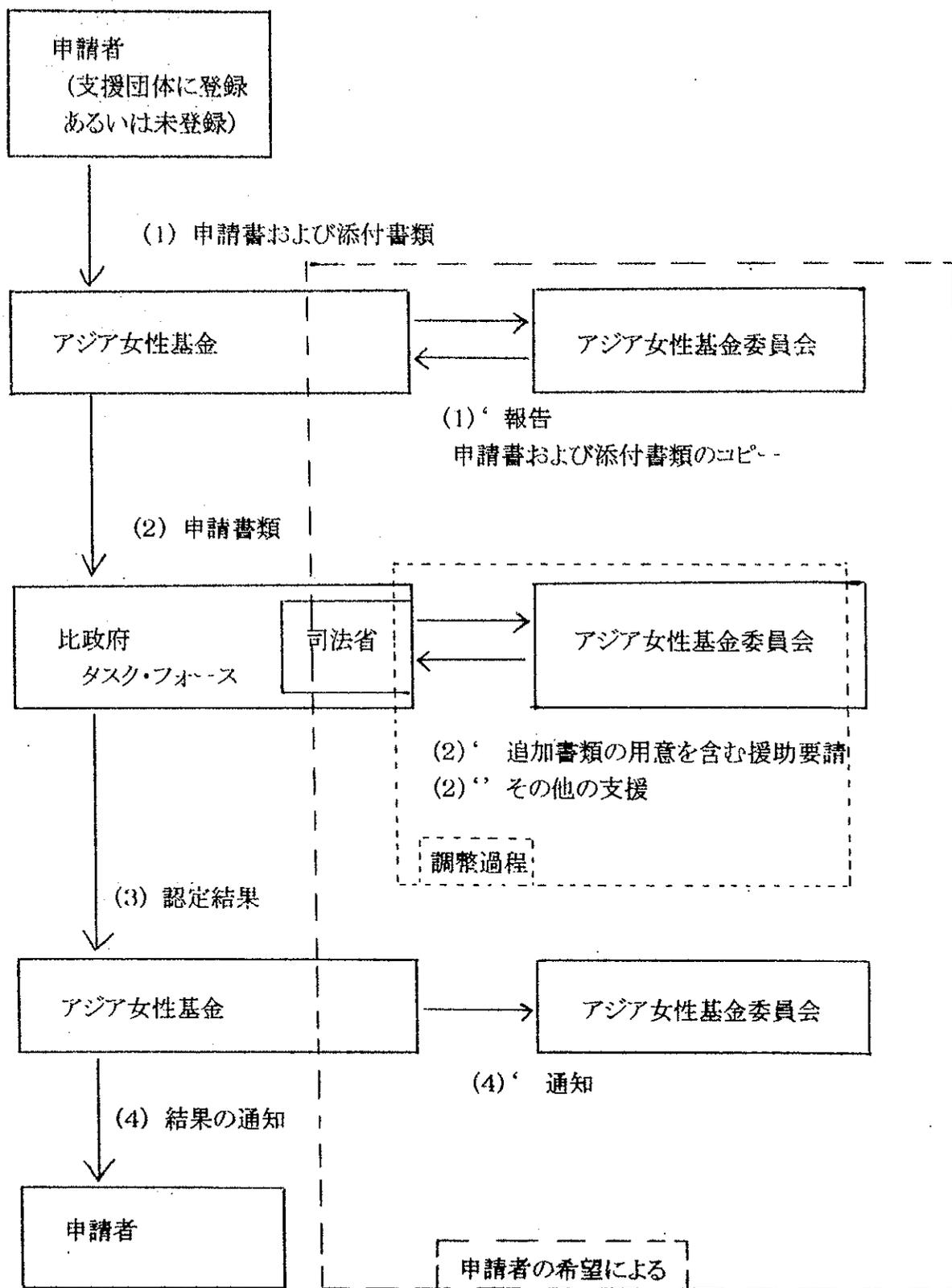
添付の最終合意チャートを提示して、認定の過程を改めて説明のうえ、比政府および「委員会」の同意を得られれば、このチャートに従い今後は認定手続きを行っていきたいと提案。双方とも同意。

5) 医療福祉事業

フィリピンの医療福祉事業に関しては、タスク・フォースの社会福祉開発省が保健局、「委員会」の要望案を含め、まとめて基金にパッケージとして提案することになった。

認定調査と決定の過程

1996年10月



《報告》「運動」の動向について

1996/10/15 アジア女性基金事務局

●トピック

①10月13日(日)「戦後補償実現市民基金」1周年

…「被害者への支援と連帯を考える国際フォーラム」開く アジア女性基金への要請文を採択
ゲスト＝韓国、フィリピン、台湾、インドネシア支援団体

*市民基金は1年実績 710万円 外国へ468万、事務・運動に243万円

②台湾の元「従軍慰安婦」支援団体結成

10月19日(土)エポック10で 台湾の日本軍「性奴隷」慰安婦」問題を考える会 結成集会

*台湾についての日本の支援団体は初めて。中原道子代表(早大、連絡先、同研究室)、よびかけ人
石川逸子・鈴木裕子・柴洋子氏ら

③韓国で「市民連帯」募金、署名開始へ

日本軍「慰安婦」問題の正しい解決のための市民連帯 10月4日記者発表。18日にも募金開始か。
募金は、「犠牲」と傷は民族のふところでは癒す」ための生活募金。

④補償請求裁判と行動

○10月21日(月)韓国遺族会裁判18回、軍属、遺族、○10月23日関釜裁判16回、○10月26日国民
基金を絶対許さない大抗議集会(大阪) 挺対協・尹貞玉共同代表参加、○11月1日在日宋神道さ
ん裁判12回、○11月8日フィリピン人「従軍慰安婦」裁判13回

●10/13集会の発言から要旨

集会次第＝大島孝一あいさつ/有光健報告/4ヵ国・地域発言/質疑/川田文子閉会あいさつ
池袋・エポック10、参加70人ほど

《発言》

大島) …残念だと思うのは、かつて私たちと一緒にやっていた人たちが、一見私たちと対立している
かのように見える。その対立が軍事性的奴隷制度被害者と支援する人たちを分裂させている。ある人たち、
けしからんことだが、こういう支援運動がじゃまをしているために、アジア女性基金の意図が抹殺されな
い。なぜそういうことがあるか。あのいまわしい軍事性的奴隷制度を清算したくない人たちがかなりの政
治的なイニシアティブをもっていることがある。国家として謝罪しない、償いのお金をあげるだけで、法
的な責任を伴わないそれは道義的ではすらない、といっておく。味方の中に敵をつくるのはうまいが、敵の
中に味方をつくるのはへたというが、この問題に関心のない人にも理解して貰っていくようにしたい。

有光) 市民基金の趣旨は、政府による補償の肩代りとか慈善ではなく、あくまでも戦後補償の早期実
現を求める市民による支援。710万円、そこから海外支援に468万円、事務費人件費、運動のために242
万円支出した。海外は、フィリピン、インドネシア、そして国際会議支援など。

尹貞玉＝韓国、挺対協共同代表

(=7-70)

◎国民基金(アジア女性基金のこと)は8月15日までに、募金も目標金額に満たず、貰う人も4人に
とどまっていると思う。目的が果たせず失敗したことを認めず、いろんな手段を使って被害者にもらわせ
るようにことを進めているのではないかと思われる。国民基金側の人たちが韓国に来ている。公式、非公
式な人、二種類だ。

非公式な人には、1991年ごろから韓国で運動を始めている人がいる。この人は、ソウルにケアセンターというものを足場にして、一生懸命だと思う。個人接触を主にやっている。だいたい、この人は一人で動いている。日本からしばしば、…この問題に関心をもって、だいたいはその人たちの訪韓は純粋だと思われる。私たちの立場からは、この人は悪く利用されているのではないかと思う。もう一人は弁護士と一緒に来る。東京地裁裁判をしている。

◎正式なメンバーは社会的地位の高い人たち。その人たちの目的は、国民基金をもらわせることによって日本が戦後(処理)をしたとすることではないか。(こうした訪問で)支援団体含め社会と被害者たちに、国民基金に関して歪曲、縮小された解釈をして、相手に話している。社会と支援団体の分裂、支援団体と被害者の分裂、被害者間に分裂の結果をもたらしている。

たとえば、弁護士ともう一人がきて集会をもった。表向きはサハリンと訴訟の説明だったがそれは簡単に終わって、国民基金に関してだったのだ。説明の中身は、総理が手紙を出したのは初めてだ、責任を負うといっているから法的責任をもつもの、裁判に利益になるだろう。挺対協と被害者の間は、被害者のためにならない、というように話している。

◎正式な対話チームに、私たちは会ったことはない。太平洋戦争犠牲者遺族会も会っていない。8月1日に面談を拒否した。午後に電話がきて、「500万円、医療福祉基金まで含めて現金で与える」という。それは私だけでなく挺対協の総務にも私の前にいった。日本内にある事務室を通じて調べてみるとそういうことがないことがわかった。それを報道して大きな新聞全部出ている。それをみて抗議文をファクスで送ってきた。意外な内容だった。国民基金が韓国に来て事業を始めたときに、挺対協がそれを妨害するために歪曲して報道した、というものだった。この7月以来、韓国を訪問したのは10人ぐらい、その中には2回以上来ているひと数人になる。

◎「従軍慰安婦」問題で当面している問題は、真相究明、謝罪、個人補償を、被害者たちの名誉回復、人間としての尊厳回復だ。日本政府と国民基金側は、被害者の弱みを利用して、自己憐憫におとしているのではない。意思が弱くなっている、こういう方法を通して金銭でこの方たちの名誉と尊厳を二度、計画的に蹂躪している。

◎国民基金に反対するための募金を始めることにした。参加している人たちは、よく知られている学者、牧師たちだ。3人は女性だ。韓国の団体としては珍しいことだ。私たちの募金と一緒にになった。日本軍「慰安婦」問題の正しい解決のための市民連帯について、10月4日に報道記者会見、18日には発起人大会を開く。広い人たち、男性も入って、この名前になった。特徴は、大学生たちが参加すること。全国の大学で学生たちが署名し、150円、韓国で1000ウォンを出して参加する。お金だけの問題ではなく、正しく解決するための一部として国民、市民募金をする。

莊國明=ヘンリー・チュアン、台湾、婦援会理事長・弁護士 (メモに於、以下同)

◎国連人権委の勧告、小委で日本に対して、勧告を受け入れ、国連に協力するようという特別勧告が出された。行政で裁定するパネルをつくり解決するように、との勧告。

ジュネーブでの小委で、日本の代表はあらゆる外交努力を続けている、国民基金の慰め金を台湾の元「従軍慰安婦」も喜んで受け入れるようになったと発表した。受け入れる人が出てきて、8月25日までに、基金の謝罪と一時金を受け入れることになったと発表した。

◎私たちは台湾政府に対して、生存被害者に対する社会保障をすること、日本政府にきちんと国家補償を求め実現する任務をもっている。国民基金の慰め金は絶対に認めない立場だ。被害者たちも公然とそのようにいい、それを受けて私たちは基金との交渉を拒否し続けてきた。今後もこの立場を強固に守っているので、基金と交渉することはまったくない。台湾女性府と国会も私たちの活動を認めており、犠牲者が日本に国家補償を求めることを支持している。

◎台湾外務省も支援し犠牲者たちに対し助成金を出し、日本政府に対して法的責任を認め実行するよう声明を出している。

◎台湾弁護士協会と私たちは10月19日に会合を予定している。こういう専門家の支援を受け、法的なことを根拠にして、この運動をさらに進めていきたい。

ネリア・サンチョ＝フィリピン、リラ・ピリピーナ代表

◎基金を受け取ったからといって排除してはならない、包んでいくという方針を表現しなければならなかった。受けた人も、たたかいは終わっていない。人間としての尊厳が回復されていない。

◎今も模索中だ。フィリピンで受けた人を、日本大使館は基金の広告塔にしている。さらに受け取るようにしようとしている。

◎法務省にあるタスクフォースは外に出ようとしなない、ほんとうの調査はできない。受けた人、日本大使館があり、リラ・ピリピーナとしては、動きを監視し対応するため「委員会」をつくった。これで、アジア女性基金と話すステータスを得た。自分の意思でアジア女性基金を受けると言う人にコンタクトするもので、受け取れることを推進する団体ではない。

◎受け取った人の後、申請した人は一人もいない。75人は日本の国としての補償を求め運動している。

◎しかし自分たちの意思で決定する、それを私たちは支持する。アジア女性基金は日本政府が責任から逃げるためにつくったものであるということを伝えながら、受け入れる人についても、権利の回復のため一緒に運動をつづけていく。

ブディ・ハルトノ＝インドネシア法律扶助協会

◎わが政府は民間（法律扶助協会）の対応で十分だという立場だ。この問題を政府が扱うと日本政府との関係が損なわれるということだ。

◎10月7日、橋本総理あてに、アジア女性基金解散、国連勧告を受けよ、正式謝罪と補償をもとめる書簡を送った。インドネシア外務大臣、副大統領、国会正副議長に、アジア女性基金阻止を要請した。

◎基金を受け入れるようにいって日本から来るなら、協会はかれらを訴えるつもりだ。

◎日本政府の問題だ。選挙が行われているが、理解ある首相になるように、責任ある政府がつくられるように願う。

(仮訳)

「アジア女性基金に関する委員会」の概要

アジア女性基金に関する委員会

背景

「アジア女性基金に関する委員会」(The Committee on the Asian Women's Fund)は、アジア女性基金を受け入れようとする日本の元「従軍慰安婦」であったフィリピン人生存者に対する支援を行うためのメカニズム(機構)を発展させるとの、リラ・ピリピーナ全国委員会の決議により創設された。委員会はリラ・ピリピーナとは別の独立した組織である。

機能と目的

委員会は次の機能と目的を有する。

- 1 委員会は、フィリピン・日本両政府ならびにフィリピン生存者のための支援グループ(複数)と協議の上、各犠牲者・生存者それぞれのニーズと状況を考慮に入れ、生存者がアジア女性基金を受け入れるプロセスの形成に参画する。
- 2 委員会は、認定プロセスが行われる際、必要な事項に対する助力、生存者各自のニーズや問題を明確にすること、ならびにアジア女性基金受け入れ過程における犠牲者の権利の保護、増進の観点から生存者を支援する。
- 3 委員会は、生存者のためのアジア女性基金の事業の処理、立案および実施につき、アジア女性基金および日本・フィリピン両政府の代表と連絡し協議する。

構成

委員会は、基金受け入れの過程でロラ(訳注:ピリピノ語で「おばあさん」の意)たちを支援するため、それぞれの専門知識を提供するさまざまな分野の専門家で構成される。その専門家には心理学者(一名)、医師(一名)、法律家(一名)、歴史学者(一名)、常勤調査員(二名)、リラ・ピリピーナ代表(一名)およびアジア女性人権審議会(AWHRC)(訳注:NGO)代表(一名)をふくむ。

A BRIEF PROFILE OF THE COMMITTEE ON THE ASIAN WOMEN'S FUND

Committee on the Asian Women's Fund

Background

The Committee on the Asian Women's Fund was created following a resolution of the National Board of LILA Pilipina to involve a mechanism through which to channel support to the Filipino survivors of Japan's wartime military "comfort women" who are availing of the Asian Women's Fund. The Committee is separate from, and independent of LILA Pilipina.

Functions and Purposes

The Committee has following functions and purposes.

1. The Committee in consultation with the Philippine and Japanese governments and support groups for the Filipino survivor, will participate in the formulation of the process of availment of survivors of the AWF, taking into account the particular needs and situations of each victims/survivor.
2. The Committee will assist the survivors in undertaking the qualification process, in terms of facilitating requirements, articulating needs and problems of individual survivors and safeguarding and promoting the rights of the victims during the availment process.
3. The Committee will liaise and discuss with representatives of the Asian Women's Fund, Japanese and Philippine government in the processing, designing, and implementation of AWF programs for the survivors.

Composition

The Committee is composed of experts in various fields that will provide their expertise to support the Lolos in the process of availment. They include a psychologist, a medical doctor, a lawyer, a historian, two full-time researchers, a representative from LILA Pilipina and a representative from the Asian Women's Human Rights Council(AWHRC).

戦後補償実現！ F A X速報 No.139. 96. 10. 12.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-402
 電話：03 (3237) 0287 0217 03 (3237) 0217
 受付料：月額1000円 (切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店 (普通) 071-0151945「戦後補償ネットワーク」

◆香港軍票問題、軍票一色化を促進する新資料発見

第二次大戦中、香港を占領した日本軍の香港占領地総督部が、住民の現地通貨を強制的に日本の軍票へ交換させ「軍票一色化を促進」する方針や、具体的な要領を記した秘密文書「香港占領地通貨整理要領」が2日までに見つかった。香港軍票をめぐるのは、交換を強制されたとして香港住民が東京地裁に総額約7億6800万円の損害賠償訴訟を起こしているが、被告の国庫はこれまで占領下での軍票の強制について「資料がなく確認できない」として事実関係の是非を拒否していた。香港軍政史を研究している予備校講師和仁康夫さん(40)が防衛研究所図書館で発見したもので、冒頭の「方針」で「香貨(香港通貨)価値の低減を誘導する一方、軍票流通面の拡大と普遍化に努めて軍票一色化を促進」と軍票化を強力に推し進めることを明記。続く「要領」で、当時既に始まっていた軍票への交換に関し「軍票対香貨の現行比率二対一を放棄する」「(納税などで)軍票専用面を拡大する」などと全面使用に向けた具体的策を示し、香港通貨の流通を禁止した際は「残存香貨の引換に要する軍票の総額を努めて少額にならしむ」などと対策を立てていた。和仁さんは「香港軍政で軍票以外は使えないようにするために何をすべきか、手順を詳細に記している。その後の軍票強制の過程は、この通りに進んだ」と話している。旧日本軍は占領直後の1942年1月から二香港ドルを軍票一円に、後に四香港ドルを1円に交換させた。43年6月から香港ドルの所持使用はすべて禁止。発行総額は19億円で、敗戦直後の大蔵省は軍票の無効を宣言した。(続10/2)

◆橋本首相、「在任中の靖国参拝しない」

橋本龍太郎首相は7日午後、日本記者クラブ主催の六党党首公開討論会で、靖国神社参拝問題について「自分の心の問題に触れられるのは好きではない。ただ、首相として日本にマイナスになるならば慎重に考えねばならない。自分の心を満たすことが日本にマイナスになるならばしないでおく」と述べ、中国、韓国を中心とするアジア諸国の懸念を配慮して、首相在任中は参拝を行わない考えを表明した。(組10/8)

◆「応じよ!国連勧告」、各党アンケート結果集計

クマラスワミ勧告の受入れを求める市民グループ「応じよ!国連勧告」はこのほど各党に行ったアンケートをまとめ、近く公表する。集計結果によると「慰安婦」制度が民族と女性に加えられた戦争犯罪と認識する政党は新社会党、共産、さきがけ、新進、民主の各党。自民は「悪いことではあったが、戦争犯罪とはいえない」とし、社民は回答不能。各国の被害者が「国民基金」の受取りを拒否していることに対しては、社民、共産が「当然」、仕方ないとしたのが新進、社民、受け取ってもらえるよう誠意をもって努力するという

のがさきがけ。自民は「理解できない」、「国民基金」以外の政策を取る必要があるかどうかについては新進、社民、民主、さきがけなどはどちらともいえないとして慎重な姿勢を示した。同アンケートに対する問い合わせは「応じよ!国連勧告」☎03-3366-8263

◆戦後補償実現キャンペーン、各党に戦後補償実現を申し入れ

戦後補償実現キャンペーン96は、9日までに衆議院選に立候補を表明している九党派首宛に、「慰安婦」をはじめとするアジア戦争被害者への個人補償の実現を求める申し入れ書を送った。同申し入れ書では、議員立法による戦後補償問題解決を公約として掲げ、その実現に努力することを要請している。

◆鳩山民主党代表「『慰安婦』問題は国家的補償を」

民主党の鳩山由紀夫代表は10日、横浜市での外国の報道記者との懇談会で、元「慰安婦」に対する補償問題について「国家的補償をすることが、被害者の方に理解してもらい方ではないか」と述べ、国家補償をすることによって国の責任を明確にすべきだとの考えを強調した。鳩山氏は「私たちは民間の基金で解決を試みているが、被害者の方々の納得を十分得られていない」と語り、「国民基金」による被害者への償いは不十分だとの見方を示した。鳩山氏はまた、歴史認識問題について「民主党は、過去の侵略戦争、植民地支配に打ち手明確な反省と謝罪を行わなければならないという立場だ。一部の国民や政治家から『謝罪外交ばかりするな。日本がへりくだりすぎることが問題だ』という発言があるが、これは事実ではない。日本国民が心からの真の謝罪を一度も行っていないことが問題だ。昨年の国会決議も自民党の抵抗で事実上の骨抜きになった」と語った。(組10/11)

◆韓国政府、元「慰安婦」への生活支援金倍額に

韓国政府が元「慰安婦」への生活支援金を来年1月から2倍に引き上げることが明らかになった。韓国では、慰安婦が日本の「女性のためのアジア平和国民基金(以下「国民基金」)」からの一時金受取りに反対、元「慰安婦」を支援するため総額30億ウォンを募金することに決めている。韓国政府の支援金は、現在の月25万ウォン(3万3000円)から月50万ウォン(約6万6千円)になる。(組10/7)

◆<案内>台湾の日本軍「性奴隷」問題を考える会結成集会

10月19日(土)午後1時半、エポック10。ビデオ台湾の「慰安婦」、中原道子氏発言はか。問い合わせ☎03-5540-5513

◆<案内>開釜裁判第16回口頭弁論

10月23日(水)午後1時半、山口地裁下関支部。問い合わせ☎開釜裁判を支援する会の092-713-1879

◆<案内>戦争責任資料センター連続ゼミ「英軍の戦争裁判記録をめぐる」

10月26日(土)午後6時~8時、中央大学駿河台記念館310号室。報告=林博史。参加費1000円。問い合わせ=日本の戦争責任資料センター☎03-3366-8261

<案内>戦後補償ネットワーク懇談会「BC種戦犯裁判判決と立法化の課題」

10月31日(木)午後6時半~、星陵会館C会議室。今村調夫弁護士。参加費500円。問い合わせ=戦後補償ネットワーク☎03-3237-0217